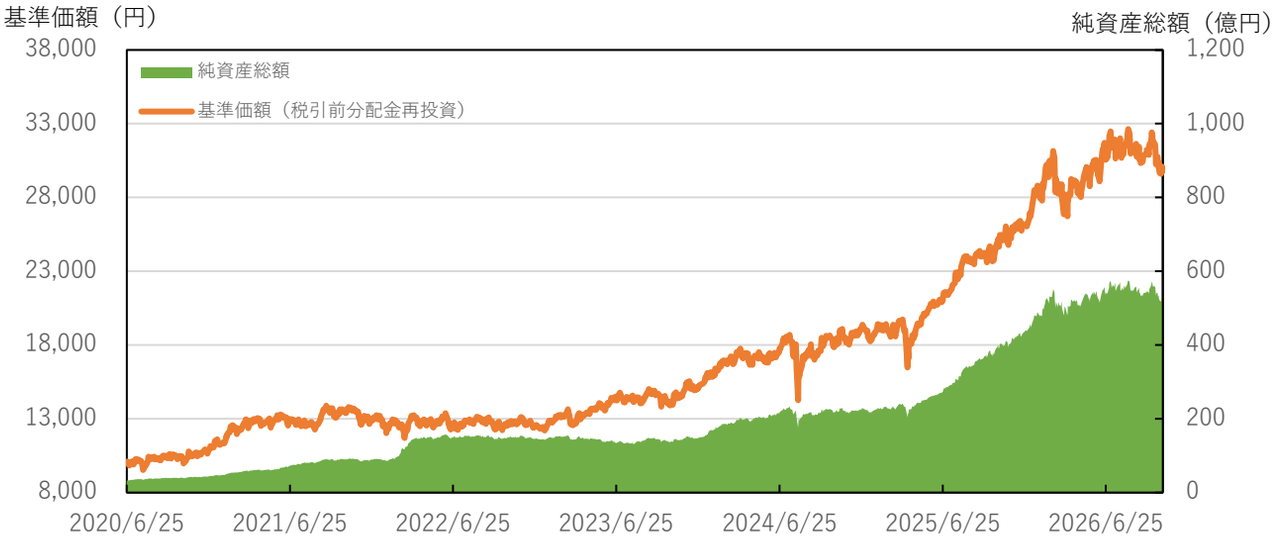
特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

基準価額（税引前分配金再投資）・純資産総額の推移



※グラフの基準価額（税引前分配金再投資）は税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なります。
※上記グラフは過去の実績であり将来の運用成果をお約束するものではありません。
※基準価額（１万口当たり）は信託報酬控除後のものです。信託報酬については「ファンドの費用」をご覧ください。

基準価額および純資産総額

基準価額	解約価額	純資産総額
29,754 円	29,665 円	51,703 百万円

マザーファンド

純資産総額
57,527 百万円

ハイ・ウォーター・マーク
32,635円

※基準価額がハイ・ウォーター・マークを超えると成功報酬が発生します。
詳しくは「ファンドの費用」をご覧ください。

過去５期の分配金実績（税引前・１万口当たり）

第2期	2022年3月	0円
第3期	2023年3月	0円
第4期	2024年3月	0円
第5期	2025年3月	0円
第6期	2026年3月	0円
	設定来累計	0円

※上記分配金は過去の実績であり将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
※分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

基準価額の騰落率

	１ヵ月	３ヵ月	６ヵ月	１年	３年	設定来
ファンド	-4.96%	-4.83%	6.14%	16.86%	109.65%	197.54%

※騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており実際の投資家利回りとは異なります。
※設定来の騰落率は、当初設定価額（10,000円）を起点として算出しています。
※騰落率は、過去の実績であり、将来の運用成果をお約束するものではありません。
※ファンドの購入時には購入時手数料、換金時には信託財産留保額や税金等の費用がかかる場合があります。

ポートフォリオの状況

業種構成比　上位５業種

	業種	比率
1	情報通信・サービスその他	25.7%
2	機械	16.1%
3	電機・精密	12.4%
4	金融	11.8%
5	自動車・輸送機	11.5%
	合計	77.5%

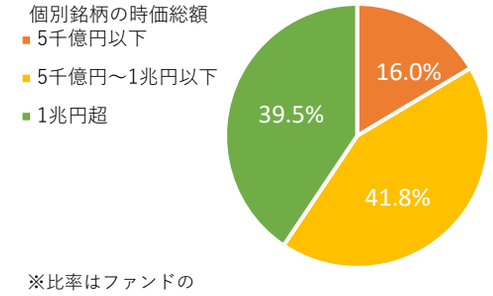
※比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

資産構成比

資産	比率
株式	97.3%
現金・その他	2.7%
合計	100.0%

株価指数先物取引	0.7%

株式組入比率



※比率はファンドの純資産総額に対して算出している為合計は100%にはなりません。

◆8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

［マネックス・アクティビスト・ファンド］

マネックス・アクティビスト・ファンド　月次レポートコメント

■マネックス・アクティビスト・マザーファンド組入上位銘柄

上位５銘柄（2026年７月末時点）

順位	銘柄名	投資比率（※）
1	ロ ー ム	7.93%
2	ＩＨＩ	6.96%
3	ＴＯＴＯ	6.50%
4	ＦＵＪＩ	6.38%
5	東 宝	6.27%

（※）投資比率は純資産総額に対する比率です。

上記は2026年７月末のマネックス・アクティビスト・マザーファンド（以下：MAMF）の組入銘柄上位です。３ヵ月遅れで毎月末の組入銘柄上位を月報にてご報告し、皆さまに当ファンドについてご理解を深めていただきたいと考えております。

■月次レポートコメント

2026年10月の日本株市場は、月初にAI・半導体関連株を中心に上昇し、日経平均株価が７万円台を回復する場面がありました。しかし、米国のインフレ再加速を受けた利上げへの警戒感や、AI関連投資を巡る信用不安などから、中旬以降は半導体関連株を中心に調整が進みました。月間では、日経平均株価が5.19％、TOPIXが3.49％下落しました。このような市場環境のもと、マネックス・アクティビスト・ファンドの基準価額は、10月30日時点で29,754円となりました。

2026年４月、東京証券取引所は「資本コストや株価を意識した経営」に関する要請を更新し、「経営資源の適切な配分」を重点事項として掲げました。さらに10月27日には、「『資本コストや株価を意識した経営』に関する４年目の現状と今後の取組みについて」を公表し、資本コストや株価を意識した開示が広がっている一方、今後は事業ポートフォリオの見直しや成長分野への投資などの具体的な行動や取り組みの持続的推進が期待されると報告しています。

MAMFはこれまでも、製品価格の適正化や不採算事業の見直し、成長領域への資本配分について、投資先企業の経営陣と対話を重ねてきました。こうした対話を通じて改革方針が具体化し、実行が進んでいる投資先が複数あります。

当ファンドでは、受益者の皆さまの声を投資活動に反映するために、ご意見を募集しております。日本の市場活性化のために、皆さま奮ってご参加ください。こちらのフォーム（ https://bit.ly/3bSpbja ）からご記入いただけます。

◆8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。
Monex Activist Fund
［マネックス・アクティビスト・ファンド］

マネックス・アクティビスト・ファンド　月次レポートコメント

例えば、投資先企業のA社では、優れた技術力を持つ一方で、高い付加価値が認められる市場の開拓や、収益性よりも売上規模の拡大を優先したことから、利益を十分に生み出せていませんでした。MAMFは、製品の付加価値に見合う価格の実現や低採算取引の見直しが必要と考え、顧客との関係や競争環境を踏まえた収益性改善策について、経営陣と議論を重ねてきました。対話を重ねるたび、改革の方向性が明確になっていき、現在では顧客との価格交渉や低採算製品の整理、高付加価値製品の拡販が進んでいます。今後これらの取り組みが利益率の向上につながり、中長期的な企業価値向上に寄与すると期待しています。

また、別の投資先企業のB社は、良好な財務基盤を持つ一方で、成長余地の大きい事業への投資が十分ではなく、資本の活用に改善余地がありました。MAMFは、同業他社の財務運営も踏まえ、有利子負債を適切に活用しながら成長分野へより資本を配分することについて、経営陣と議論してきました。同社はその後、有利子負債を活用する方針を示し、成長分野への投資や企業買収を進めています。成長市場の需要を取り込むための事業基盤を強化することで、将来の利益拡大による企業価値の向上が期待されます。

投資家が一方的に提案するだけでは、建設的な対話にはなりません。経営陣が持つ事業への深い知見と、投資家が持つ資本市場の視点や他社・他業種での事例を持ち寄って議論を重ねることで、新たな気づきが生まれ、改善の方向性がより明確になります。MAMFは今後も、こうした建設的な対話を通じて改革の実行を後押しし、投資先企業の収益力や資本効率の改善を通じた企業価値の向上と、MAMFの中長期的な運用成果につなげることを目指してまいります。

※上記の見解はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。また、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

マネックス・アクティビスト・ファンド　公式SNSアカウントのご紹介

ファンドに関するお知らせなど投稿しておりますので、ぜひフォローお願いします。

X (旧 Twitter)　　YouTube

◆8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

［マネックス・アクティビスト・ファンド］

ファンドの目的・特色　※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■　ファンドの目的

当ファンドは、マネックス・アクティビスト・マザーファンド（以下、「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、主に日本の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

■　ファンドの特色

徹底した個別企業分析（ボトム・アップ手法）によりエンゲージメント対象銘柄を厳選し、少数銘柄へ投資します。

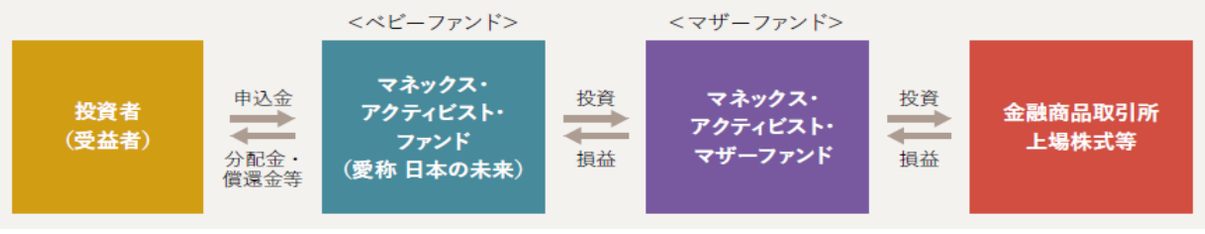
●個別銘柄の選定、ウェイト、売買にあたっては、カタリスト投資顧問株式会社より助言を受けます。
●カタリスト投資顧問株式会社では主として以下の点に留意した企業分析を行い、マネックス・アセットマネジメント株式会社に助言を行います。
・ 財務面だけでなく、経営戦略、事業モデル、経営陣の質、ガバナンスなどの非財務的観点も考慮にいれた企業分析
・上記分析で得られる潜在的企業価値と現在株価の比較（割安に放置されているか）
●ボトム・アップ手法に加えて、適宜、投資家の需要、市場の歪みなどのマーケットインサイトと組み合わせて、マネックス・アセットマネジメント株式会社がポートフォリオを構築します。

投資対象企業に対してはエンゲージメント（対話）や提案を行い、企業価値と株主価値の中長期的な向上を目指します。

●マネックス・アセットマネジメント株式会社は、カタリスト投資顧問株式会社と共にマザーファンドの投資対象企業（投資予定を含む）とエンゲージメント（対話）を実施し、その結果と上記企業価値分析を踏まえた提案等を受け、最終判断を行います。

■　ファンドの仕組み

ファミリーファンド方式により運用を行います。
ファミリーファンド方式とは、投資者皆さまからの資金をまとめてベビーファンドとし、マザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※ 委託会社は、本ファンドと同じマザーファンドに投資を行うベビーファンドを私募投資信託にて設定・運用を行っております。当該私募投資信託の購入・換金等に伴う資金変動等により、マザーファンドにおいて売買等が生じた場合には、本ファンドの基準価額に影響が及ぶ場合があります。また、本ファンドと当該私募投資信託は異なるファンドであるため、ファンドに係る開示等に差異が生じる可能性があります。

■　主な投資制限

・マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
・株式以外の資産への実質投資割合は、信託財産総額の50%以下を原則とします。
・投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除く）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

◆8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

［マネックス・アクティビスト・ファンド］

ファンドの目的・特色　※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

■　分配方針

原則として、毎年3月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に、収益の分配を行います。
・分配対象額は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
　ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。
・当ファンドは、信託財産の成長を優先するため原則として分配を抑制する方針とします。
（ただし、基準価額水準、市況動向等によっては変更する場合があります。）

投資リスク　※詳しくは、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

当ファンドの基準価額は、組入有価証券等の値動き等により上下します。また、実質的な組入有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の影響を受けます。したがって、**投資信託は預貯金と異なり、投資元本は保証されるものではなく、下記の変動要因により基準価額が下落して損失を被り、投資元本を割込むことがあります。運用による損益はすべて投資者の皆さまに帰属します。**

■主な基準価額の変動要因

株価変動リスク

株式の価格は、国内及び国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば、当ファンドの基準価額の変動要因となります。

信用リスク

有価証券等の発行体の財務状況または信用状況の悪化、倒産等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

流動性リスク

有価証券などを売却または購入する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。

デリバティブのリスク

デリバティブの運用には、ヘッジする商品とヘッジされるべき資産との間の相互関係性や流動性を欠く可能性、証拠金を積むことによるリスク等様々なリスクが伴います。実際の価額変動が見通しと異なった場合に、ファンドが損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外貨建資産は、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下りする可能性があります。

基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

●マザーファンドは特化型運用を行います。
特化型運用とは、一般社団法人資産運用業協会規則の「信用リスク集中回避のための投資制限」に定められた、ファンドの純資産総額に対する比率（１０％）を超えて、特定の発行体の発行する銘柄に集中して投資する運用のことを言います。
●マザーファンドの実質的な国内株式市場における投資対象候補銘柄には、構成割合が１０％を超える、もしくは超える可能性の高い銘柄が存在します。そのため、当ファンドの運用にあたっては、同一銘柄を純資産総額の１０％を超えて組入れる可能性があります。特定の銘柄への投資が集中することによって、その銘柄に経営破綻や経営・財務状況の悪化などが生じた場合には、大きな損失が発生することがあります。

◆8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

［マネックス・アクティビスト・ファンド］

お申込みメモ　※お申込みの際は、必ず投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

購　入　単　位	販売会社が定める単位
購　入　価　額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購　入　代　金	販売会社が指定する期日までに購入代金をお支払いください。
換　金　単　位	販売会社が定める単位
換　金　価　額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額
換　金　代　金	原則として換金申込受付日から起算して５営業日目から販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として販売会社の毎営業日の午後３時半までとします。 なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。
換　金　制　限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みを中止することおよび既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信　託　期　間	無期限です。（設定日２０２０年６月２５日）
繰　上　償　還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了する場合があります。 ①信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合 ②受益権口数が １０億口を下回ることとなった場合 ③やむを得ない事情が発生した場合
決　算　日	原則として毎年 ３月 １０日（休業日の場合は翌営業日）
収　益　分　配	毎決算日に、収益分配方針に基づき、分配を行います。 ※「分配金受取コース」の場合、決算日から起算して原則として５営業日までにお支払いを開始します。 ※「分配金けいぞく投資コース」の場合、税引後、無手数料で自動的に全額が再投資されます。
課　税　関　係	課税上の取扱いは、株式投資信託となります。 ※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「ＮＩＳＡ（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、ＮＩＳＡの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象です。販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。 ※配当控除の適用が可能です。益金不算入制度の適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

■収益分配は、計算期間中に発生した運用益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。））を超えて行われる場合があります。したがって、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
■受益者の個別元本の状況によっては、収益分配金の全額または一部が、実質的に元本の一部払い戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことで、受益者毎に異なります。
■収益分配金は純資産総額から支払われます。このため、収益分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に収益分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

その他の留意事項

■当ファンドの資産規模に対して、大量の購入申込みまたは大量の換金申込みがあった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
■当ファンドは、投資判断によっては特定の銘柄に集中投資することがあります。そのため、当該銘柄の影響を大きく受ける場合があります。
■当ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第３７条の６の規定）の適用はありません。
■ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
■当ファンドは、預金や保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には、投資者保護基金の対象とはなりません。

◆8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額に**３.３％（税抜３.０％）**を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。※詳しくは販売会社までお問い合せください。購入時手数料は、商品説明及び販売の事務手続き等の対価として販売会社が受け取るものです。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**０.３％**を乗じて得た額とします。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

当ファンドの運用管理費用（信託報酬）

当ファンドの運用管理費用（信託報酬）の総額は、**（１）基本報酬に（２）成功報酬を加算して得た額**とします。運用管理費用（信託報酬額）は、毎日計上され、第２計算期間以降の毎計算期間の６か月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

（１）基本報酬

ファンドの日々の純資産総額に対して年率２.２０％（税抜２.００％）

基本報酬額＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

支払先	内訳	主な役務
委託会社	年率１.１０％（税抜１.００％）	当ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価
販売会社	年率１.０６７％（税抜０.９７％）	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理等の対価
受託会社	年率０.０３３％（税抜０.０３％）	当ファンドの運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

（２）成功報酬

委託会社は、基本報酬額に加えて、ハイ・ウォーター・マーク方式を用いた成功報酬額を受領します。

査定方法は、ファンドの毎計算日における前営業日の１０，０００口当たりの基準価額がハイ・ウォーター・マークを上回った場合、当該基準価額から当該ハイ・ウォーター・マークを控除して得た額に２２％（税抜２０％）の率を乗じて得た額に、計算日における受益権総口数を１０，０００で除して得た額を乗じて得た額を計上します。

ハイ・ウォーター・マークは、設定日は１０，０００円（１０，０００口当たり）とし、設定日の翌営業日以降、毎計算日において、成功報酬の算出基準となる当該日（成功報酬計算日）の前営業日の基準価額が、その時点のハイ・ウォーター・マークを上回った場合は、翌営業日以降のハイ・ウォーター・マークは当該基準価額に変更されます。ただし、ハイ・ウォーター・マークが変更されない場合においても、決算時に収益分配が行われた場合には、ハイ・ウォーター・マークは収益分配金額を控除したものに調整されるものとします。

その他費用・手数料

その他費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等がファンドから支払われます。

・組入有価証券等の売買の際に発生する証券会社等に支払われる手数料
・監査法人等に支払われる当ファンドの監査にかかる費用
・その他信託事務の処理にかかる諸費用等

上記費用のうち、監査費用は毎日計上され、第２計算期間以降の毎計算期間の６か月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等はその都度ファンドから支払われます。

※これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことができません。

※当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することができません。

◆8ページの「本資料についての留意事項」を必ずご確認ください。

特化型運用

個人投資家と、企業の未来を触発する。

Monex Activist Fund

【マネックス・アクティビスト・ファンド】

ファンドの関係法人

■委託会社　　マネックス・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第2882号

加入協会：一般社団法人 資産運用業協会

委託会社の照会先

【電話番号】　　０３－６４４１－３９６４（受付時間：営業日の午前９時から午後５時まで）

【ホームページ】　　https://www.monex-am.co.jp/

■受託会社　　三菱UFJ信託銀行株式会社

■販売会社　　以下の「取扱い販売会社について」をご覧ください。

取扱い販売会社について

投資信託説明書（交付目論見書）のご請求は、委託会社または以下の販売会社へお申し出ください。

金融商品取引業者等の名称	登録番号等		日本証券業協会	一般社団法人資産運用業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	備考
あかつき証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第67号	○	○			
株式会社イオン銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第633号	○				(注1)
今村証券株式会社	金融商品取引業者	北陸財務局長（金商）第3号	○	○			
ＳＭＢＣ日興証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第2251号	○	○	○	○	
株式会社ＳＢＩ証券	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第44号	○		○	○	
株式会社ＳＢＩ新生銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第10号	○			○	(注2)
香川証券株式会社	金融商品取引業者	四国財務局長（金商）第3号	○				
Ｊトラストグローバル証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第35号	○	○		○	
株式会社静岡銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第5号	○			○	
静銀ティーエム証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第10号	○				
ソニー銀行株式会社	登録金融機関	関東財務局長（登金）第578号	○		○	○	
立花証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第110号	○				
東海東京証券株式会社	金融商品取引業者	東海財務局長（金商）第140号	○	○	○	○	
株式会社名古屋銀行	登録金融機関	東海財務局長（登金）第19号	○				
松井証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第164号	○			○	
マネックス証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第165号	○	○	○	○	
株式会社三井住友銀行	登録金融機関	関東財務局長（登金）第54号	○		○	○	(注3)
三菱UFJ eスマート証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第61号	○	○	○	○	
楽天証券株式会社	金融商品取引業者	関東財務局長（金商）第195号	○	○	○	○	

※○印は協会への加入を意味します。

※販売会社については、今後変更になる場合があります。

（注1）マネックス証券株式会社が委託金融商品取引業者です。

（注2）マネックス証券株式会社、及び株式会社ＳＢＩ証券が委託金融商品取引業者です。

（注3）SMBC日興証券株式会社が委託金融商品取引業者です。

本資料についての留意事項

○本資料はマネックス・アセットマネジメント株式会社が作成した資料です。投資信託の取得にあたっては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認の上、ご自身でご判断ください。

○投資信託は、株式や債券等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、購入金額について元本保証及び利回り保証のいずれもありません。

○本資料掲題データは、マネックス・アセットマネジメント株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、当社が保証するものではありません。また掲載データについてはあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

○当資料における見解はあくまでも作成時点のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

○投資信託は

１．預金・金融債・保険契約ではありません。また、預金保険機構及び保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。

２．金融機関の預金・金融債あるいは保険契約における保険金額とは異なり、購入金額については元本保証及び利回り保証のいずれもありません。

３．投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。